

松島町訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型サービスⅠ	事業対象者・要支援 1・要支援2(週1回程度) 1,168単位	1,168	1月につき
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	818	
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051	
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	736	
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者・要支援 1・要支援2(週1回程度) 38単位	38	1日につき
A2	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	27	
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34	
A2	2115	訪問型サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24	
A2	1211	訪問型サービスⅡ	事業対象者・要支援 1・要支援2(週2回程度) 2,335単位	2,335	1月につき
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,635	
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102	
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472	
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者・要支援 1・要支援2(週2回程度) 77単位	77	1日につき
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	54	
A2	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69	
A2	2215	訪問型サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49	
A2	1321	訪問型サービスⅢ	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704単位	3,704	1月につき
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,593	
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334	
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334	
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122単位	122	1日につき
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	85	
A2	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110	
A2	2325	訪問型サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77	
A2	2411	訪問型サービスⅣ	事業対象者・要支援 1・要支援2(週1回程度) 266単位	266	1回につき
A2	2413	訪問型サービスⅣ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	186	
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239	
A2	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	167	
A2	2511	訪問型サービスⅤ	事業対象者・要支援 1・要支援2(週2回程度) 270単位	270	1回につき
A2	2513	訪問型サービスⅤ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	189	
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243	
A2	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	170	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	事業対象者・要支援 1・要支援2(週2回を超える程度) 285単位	285	1回につき
A2	2623	訪問型サービスⅥ・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	200	
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257	
A2	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	180	
A2	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援 1・要支援2(20分未満) 165単位	165	1回につき
A2	1413	訪問型短時間サービス・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	116	
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149	
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%	104	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割	所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割	所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割	所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	

松島町訪問型サービス(緩和型)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	給付率	合成		算定単位	
種類	項目				単位数	単位数		
A3	1001	訪問型サービス(緩和型) I	イ 訪問型サービス費(緩和型)(I)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,000単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90	1,000	1月につき
A3	1002					80	1,000	
A3	1003					100	1,000	
A3	1004					90	900	
A3	1005					80	900	
A3	1006					100	900	
A3	1007					70	1,000	
A3	1008					100	1,000	
A3	1009					70	900	
A3	1010					100	900	
A3	1011	訪問型サービス(緩和型) II	ロ 訪問型サービス費(緩和型)(II)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,000単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90	2,000	1月につき
A3	1012					80	2,000	
A3	1013					100	2,000	
A3	1014					90	1,800	
A3	1015					80	1,800	
A3	1016					100	1,800	
A3	1017					70	2,000	
A3	1018					100	2,000	
A3	1019					70	1,800	
A3	1020					100	1,800	
A3	1021	訪問型サービス(緩和型) III	ハ 訪問型サービス費(緩和型)(III)	事業対象者・要支援1・要支援2(週3回程度) 2,800単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90	2,800	1月につき
A3	1022					80	2,800	
A3	1023					100	2,800	
A3	1024					90	2,520	
A3	1025					80	2,520	
A3	1026					100	2,520	
A3	1027					70	2,800	
A3	1028					100	2,800	
A3	1029					70	2,520	
A3	1030					100	2,520	
A3	1031	訪問型サービス(緩和型) IV	ニ 訪問型サービス費(緩和型)(IV)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 200単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90	200	1回につき
A3	1032					80	200	
A3	1033					100	200	
A3	1034					90	180	
A3	1035					80	180	
A3	1036					100	180	
A3	1037					70	200	
A3	1038					100	200	
A3	1039					70	180	
A3	1040					100	180	
A3	1041	訪問型サービス(緩和型) V	ホ 訪問型サービス費(緩和型)(V)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 200単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90	200	1回につき
A3	1042					80	200	
A3	1043					100	200	
A3	1044					90	180	
A3	1045					80	180	
A3	1046					100	180	
A3	1047					70	200	
A3	1048					100	200	
A3	1049					70	180	
A3	1050					100	180	
A3	1051	訪問型サービス(緩和型) VI	ヘ 訪問型サービス費(緩和型)(VI)	事業対象者・要支援1・要支援2(週3回程度) 200単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	90	200	1回につき
A3	1052					80	200	
A3	1053					100	200	
A3	1054					90	180	
A3	1055					80	180	
A3	1056					100	180	
A3	1057					70	200	
A3	1058					100	200	
A3	1059					70	180	
A3	1060					100	180	
A3	1101	訪問型サービス初回加算	ト 初回加算	200単位加算		90	200	1月につき
A3	1102					80	200	
A3	1103					100	200	
A3	1104					70	200	
A3	1105					100	200	

松島町通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割		事業対象者・要支援2	54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回まで	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	111単位	111	1日につき
A6	1113	通所型サービス1回数		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で5回まで	378単位	378	1回につき
A6	1123	通所型サービス2回数		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合		事業対象者・要支援1	376単位減算	-376
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2			事業対象者・要支援2	752単位減算	-752
A6	5010	通所型生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算Ⅰ1	ヘ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅰ11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6101	通所型サービス提供体制加算Ⅰ21		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6	6102	通所型サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	リ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算Ⅳ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(2)で算定した単位数の 90% 加算	
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算Ⅴ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(2)で算定した単位数の 80% 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超		事業対象者・要支援2	54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	111単位		78	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援2	54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	111単位		78	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	378単位		265	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位		272	1回につき

松島町通所型サービス(緩和型)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
		事業対象者 (週1回程度) 1,447単位	給付率			
A7 1001	通所型サービス(緩和型) I	イ 通所型サービス費(緩和型)(I)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90	1,447	1月につき
A7 1002				80	1,447	
A7 1003				100	1,447	
A7 1004				90	1,290	
A7 1005				80	1,290	
A7 1006				100	1,290	
A7 1007				70	1,447	
A7 1008				100	1,447	
A7 1009				70	1,290	
A7 1010				100	1,290	
A7 1011	通所型サービス(緩和型) II	ロ 通所型サービス費(緩和型)(II)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90	1,447	1月につき
A7 1012				80	1,447	
A7 1013				100	1,447	
A7 1014				90	1,290	
A7 1015				80	1,290	
A7 1016				100	1,290	
A7 1017				70	1,447	
A7 1018				100	1,447	
A7 1019				70	1,290	
A7 1020				100	1,290	
A7 1021	通所型サービス(緩和型) III	ハ 通所型サービス費(緩和型)(III)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90	2,968	1月につき
A7 1022				80	2,968	
A7 1023				100	2,968	
A7 1024				90	2,664	
A7 1025				80	2,664	
A7 1026				100	2,664	
A7 1027				70	2,968	
A7 1028				100	2,968	
A7 1029				70	2,664	
A7 1030				100	2,664	
A7 1031	通所型サービス(緩和型) IV	ニ 通所型サービス費(緩和型)(IV)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90	334	1回につき
A7 1032				80	334	
A7 1033				100	334	
A7 1034				90	300	
A7 1035				80	300	
A7 1036				100	300	
A7 1037				70	334	
A7 1038				100	334	
A7 1039				70	300	
A7 1040				100	300	
A7 1041	通所型サービス(緩和型) V	ホ 通所型サービス費(緩和型)(V)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90	334	1回につき
A7 1042				80	334	
A7 1043				100	334	
A7 1044				90	300	
A7 1045				80	300	
A7 1046				100	300	
A7 1047				70	334	
A7 1048				100	334	
A7 1049				70	300	
A7 1050				100	300	
A7 1051	通所型サービス(緩和型) VI	ヘ 通所型サービス費(緩和型)(VI)	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	90	334	1回につき
A7 1052				80	334	
A7 1053				100	334	
A7 1054				90	300	
A7 1055				80	300	
A7 1056				100	300	
A7 1057				70	334	
A7 1058				100	334	
A7 1059				70	300	
A7 1060				100	300	

松島町介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2 430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	300	